

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営内海地区中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備事業）猪谷地区、門原地区、流田地区、立恵東地区、小見山地区、木庄地区、安田三五郎地区、古郷諸口地区）計画を平成22年3月12日変更した。その関係書類を小豆島町農林水産課において平成22年3月23日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀